

徳島県告示第四百九十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和五年十月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 禁止に係る特定猟具の種類
銃器

二 特定猟具使用禁止区域の名称、区域、面積及び存続期間

名 称	区 域	面 積	存続期間
鳴門特定 猟具使用 禁止区域	鳴門市鳴門町の鳴門公園孫崎灯台を起点とし、同所から兵庫県南あわじ市福良丙九六六番地西端門崎との見通し線を東に進み同見通し線と同県との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み鳴門市里浦町里浦字恵美寿地先栗津口と兵庫県南あわじ市沼島一番地（三ヶ崎）との見通し線との交点に至り、同所から同見通し線を西に進み鳴門市里浦町里浦字恵美寿地先栗津口に至り、同所から旧吉野川左岸を西に進み大谷川との交点に至り、同所から同川左岸を西に進み県道徳島鳴門線との交点に至り、同所から同県道を南に進み県道津慈広島線との交点に至り、同所から同県道を西に進み市道第二大谷川東線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道土池川放水路北線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道堀江中央線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道高畑松村竹添線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道高畑居屋敷西中央線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道高畑居屋敷西一号線との交点に至り、同所から同市道を西に進みJR高徳線との交点に至り、同所から同線を西に横切り市道池谷浜田一号線の終点に至り、同所から同市道を北に進み市道池谷萩原春日橋線との交点に至り、同所から同市道を西に進み県道徳島北灘線との交点に至り、同所から同県道を南に進み市道板東南中央一号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道板東南中央二号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道津慈板東橋線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道桧北中央橋線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道桧北中央橋線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道桧東中央橋線との交点に至り、同所から同市道を西に進み県道鳴門池田線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み県道徳島北灘線との交点に至り、同所から同県道を北に進み	八、三一 五ヘクタ ール	令和五年 十一月一 日から令 和十年十 月三十一 日まで

	中池特定 猟具使用 禁止区域	恩山寺特 定猟具使 用禁止区 域
大麻山鳥獣保護区の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み大麻比古神社参道祓川橋北詰に至り、同所から同境界線を北東に進み林道西谷線との交点に至り、同所から同林道起点の橋を東に進み市道板東中谷線との交点に至り、同所から同市道を南に進み県道鳴門池田線との交点に至り、同所から同県道を東に進み市道池谷宝幢寺線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み宝幢寺に至り、同所から稜線を北に進み高松自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を北東に進み県道大谷櫛木線との交点に至り、同所から同県道を南に進み県道鳴門池田線との交点に至り、同所から同県道を東に進み市道姫田大谷東西線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道木津姫田線との交点に至り、同所から同市道を東に進み一般国道一一号との交点に至り、同所から同国道を北に進み県道亀浦港櫛木線との交点に至り、同所から同県道を東に進み市道明神日出線との交点に至り、同所から同市道を南に進み県道瀬戸港線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み瀬戸小学校北角に至り、同所から海岸線を北に進み小鳴門新橋との交点に至り、同所から同橋を東に進み島田島海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を北に進み瀬方鼻に至り、同所から同海岸線を南東に進み堀越橋との交点に至り、同所から同橋を東に進み大毛島海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域（内海鳥獣保護区及び妙見山鳥獣保護区の区域を除く。）	鳴門市大麻町姫田の中池の区域	小松島市田野町字恩山寺谷の市道田野三号線母養橋を起点とし、同所から同市道を南及び南西に進み三界萬霊地藏前に至り、同所から恩山寺参拝道駐車場に至る歩道を西及び北東に進み市道田野二号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み同市道と私道との南北の分岐点に至り、同所から同私道を北及び東に進み修行大師御尊像前に至り、同所から恩山寺境内の墓地と民有地との境界線を北西及び北に進み恩山寺自然公園遊歩道との交点に至り、同所から同遊歩道を北東に進み休憩所（東屋）前との交点に至り、同所から同遊歩道を南東及び南に進み擁壁前の排水路との交点に至り、同所から同排水路及び谷を東に進み恩山寺参道との交点に至り、同所
	一 ヘクタ ール	四 ヘクタ ール
	同	同

	驚敷工業 団地特定 猟具使用 禁止区域	から同参道を北に進み恩山寺山門に至り、同所から歩道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	
驚の里特 定猟具使 用禁止区 域	那賀郡那賀町小仁宇の一般国道一九五号と町道小原線との交点を起点とし、同所から同町道を南東、南及び東に進みわじき工業団地と山林との境界線に至り、同所から同境界線を東、南及び西に進み通称三延の溜に至り、同所から一般国道一九五号と県道竹谷谷驚敷線との交点との見通し線を南西に進み同交点に至り、同所から同国道を北西及び北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	五四ヘク タール	
奥河内特 定猟具使 用禁止区 域	那賀郡那賀町和喰郷字田野の町道と食田野線と県道阿南驚敷日和佐線との交点を起点とし、同所から同県道を北に進み同町と阿南市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東、南及び北東に進み四等三角点北地（標高四三九・九メートル）に至り、同所から南に派生する稜線を南に進み大地谷川との交点に至り、同所から同川を下流に進み町道と食北地線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み町道と食田野線との交点に至り、同所から同町道を北に進み田野橋を経て起点に至る線で囲まれた一円の区域	七〇ヘク タール	同
	海部郡美波町の町道嵐線の嵐橋南詰を起点とし、同所から同町道を北に進み町道桜町奥潟二号線との交点に至り、同所から同町道を西に進み一般国道五五号との交点に至り、同所から同国道を北に進み県道日和佐上那賀線との交点に至り、同所から同県道を西に進み永田橋との交点に至り、同所から同橋を北西に進み町道永田一号線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み町道本村馬木線との交点に至り、同所から同町道を東に進み田々川橋北詰に至り、同所から日和佐川左岸堤防を東に進み一般国道五五号との交点に至り、同所から同国道を北に進み町道本村七号線との交点に至り、同所から同町道を西に約八〇メートル進み稜線との交点に至り、同所から同稜線を南西に進み標高一二〇メートルの地点を経て標高一四メートルの地点に至り、同所から稜線を西に進み標高一六九メートルの地点に至り、同所から稜線を北西に進み標高二四九メートルの地点に至り、同所から稜線を北東に進み四等三角点本村（標高一六六・三メートル）に至り、同所から稜線を南東に進み一般国道五五号との交点に至り、同所から同国道を南に進み県道北河内奥河内線との交点に至り、同所から同県道を南東及び南に進み井ノ上橋との交点に至	二三三ヘ クタール	同

	り、同所から同橋を経て東に進み町道井ノ上六号線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道井ノ上線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み町道宝木一号線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み県道北河内奥河内線との交点に至り、同所から同県道を南に進み県道日和佐小野線との交点に至り、同所から同県道を南に進み厄除橋を経て更に南に進み町道日和佐停車場線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道港町通り線との交点に至り、同所から同町道を南に進み内ヶ磯橋との交点に至り、同所から同橋を東に進み日和佐港の海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を北に進み南阿波サンライン鳥獣保護区の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み日和佐城に至り、同所から同境界線を南に進み四等三角点大磯（標高一二八・六メートル）に至り、同所から起点との見通し線を北西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域		
貞光特定 猟具使用 禁止区域	美馬郡つるぎ町貞光の一般国道一九二号と同町と美馬市との境界線との交点を起点とし、同所から同境界線を南に進みJR徳島線との交点に至り、同所から同線を西に進みJR徳島線貞光川橋梁^{（橋）}に至り、同所から一般国道四三八号を南に進み木綿麻橋を渡り北に進み源氏谷との交点に至り、同所から同谷を上り町道西山幹線との交点に至り、同所から同町道を北に進み県道半田貞光線との交点に至り、同所から同県道を西に進み同町貞光と同町半田との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み一般国道一九二号との交点に至り、同所から同国道を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	一八〇ヘ クター	同
清水特定 猟具使用 禁止区域	美馬市と三好市との境界線と徳島自動車道との交点を起点とし、同所から同自動車道を北西に進み箸ヶ谷との交点に至り、同所から同谷を北東に進み山道との交点に至り、同所から同山道を東に進み農道山田線との交点に至り、同所から同農道を東に進み市道清水山田線との交点に至り、同所から同市道を北に進み山道との交点に至り、同所から同山道を北東に進み同市と美馬市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	二二ヘク ター	同
辻特定猟 具使用禁 止区域	三好市井川町の市道辻高なでしこ橋線と一般国道一九二号との南側の交点を起点とし、同所から同国道を北東に進み市道辻線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み蓬萊橋	一〇ヘク ター	同

	揖原東・ 九反地特 定猟具使 用禁止区 域	美馬市脇町字揖原の一般国道一九三号と県道鳴門池田線との南側の交点を起点とし、同所から同県道を東に進み同市と阿波市との境界線との交点に至り、同境界線を南に進み吉野川市と美馬市との境界線との交点に至り、同境界線を南東に進み一般国道一九二号との交点に至り、同所から同国道を西に進み一般国道一九三号との交点に至り、同所から同国道を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域		
別所・小 島特定猟 具禁止区 域	美馬市脇町野村の野村谷川橋を起点とし、同所から県道鳴門池田線を東に進み稲田橋を経て吉野川左岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を西に進み四国電力送電線との交点に至り、同所から同送電線を南に進み吉野川右岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を西に進み、同市と美馬郡つるぎ町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み、吉野川との交点に至り、同所から野村谷川との見通し線を北に進み同川に至り、同所から同川を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	四一〇ヘ クタール	同	
		一六九ヘ クタール	同	